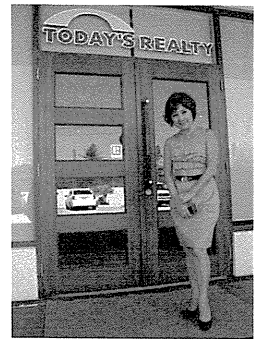




エルジー アンド ジー コーポレーション — LG & G Corporation dba Today's Realty —

皆様はじめまして。私はToday's Realtyに所属しておりますリアルター、ブレース由美子と申します。LG & G Corporation dba Today's Realtyのオーナー、アンソニーゴディン、ジョンリンに代わりまして皆様にご挨拶ができますことを大変光栄に存じます。さてToday's Realtyが設立されたのは1997年です。当初はタムニンのUIUビルの小さな一室を借りて始めてこじんまりとした不動産会社でしたが、16年経った現在、グアムで1位2位の不動産売買の売り上げを誇る大会社と発展して参りました。昨年11月に長く住みなれたUIUビルを去り、Army Drive16号線沿いにある3階建ての自社ビルに移転をしました。場所はデデドのセントポールスクールのすぐ近くです。Today's Realtyでは日本人のお客様の為に日本語不動産セミナーを定期的に行っておりますが売買のセミナーのみならず、不動産の基礎知識やお持ちの不動産の運用の仕方などの投資に付いても個別にご相談に応じております。不動産会社とは一言で言えば、不動産の購入、売却、賃貸、店舗貸出、土地の開発、不動産管理等をお客様からのご依頼でお引受けをしている会社で、政府公認の不動産売買の資格を得たリアルターがそれぞれのお客様からのご要望、ご依頼に応じて質の高いサービスをご提供しております。Today's Realtyでは28人在籍するリアルターへの特訓トレーニングを常に行っており、訓練についてこれない人材は残念ながら脱落せざるをえないという大変厳しい状況にある為、私達はにこやかな笑顔の裏にも常に誰よりも先端を歩くという意味で日々の弛み無い勉強が必要となります。政治、経済、世界情勢にも精通するインテリジェンスを持ち合わせたそして、お客様お一人お一人のニーズに合わせたサービスを提供できるセンスのある不動産売買のサービスを提供するリアルターを育成している我々はグアムだけでなく、アメリカ本土、日本、中国、東南アジア、韓国からの投資家から沢山の称賛を頂戴しております。

光栄なる日本人会の法人メンバーに入会させて頂くこと



となりましたこの機会に、不動産の日本語セミナー開催等皆様方のお役に立てることはできる範囲ですが喜んでお引受けしたいと思います。まずはToday's Realtyのウェブサイトwww.guamhome.comをご覧ください。大変解り易くて、便利です。不動産に興味を持たれると、まず見識が広がり、沢山の方々とグローバルなお付き合いの場が生まれます。私達は自信を持ってそのお手伝いができることをお約束します。これから徐々に皆様とお近付きになるチャンスを頂戴して、より多くの会員の皆様とお話ができればいいと願っております。

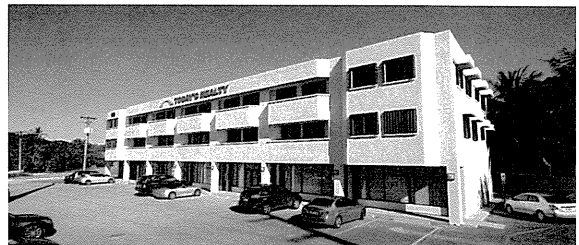
Today's Realty

1700Army Drive Suite 101 Dededo Guam 96929

Telephone: 649-4361 Fax:646-0832

Website:www.guamhome.com

Email: yumiko@guamhome.com



在ハガツニャ日本国総領事館からのお知らせ

～在外選挙制度のお知らせ～

在外選挙では、国政選挙（衆議院議員選挙及び参議院議員選挙）に投票することができます。

在外選挙で投票をするためには在外選挙人名簿への登録申請をして、あらかじめ在外選挙人証を取得していただく必要があります。在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに総領事館において登録申請をお願いします。

1. 登録資格

- (1) 満20歳以上の日本国民であること。
 - (2) 当総領事館の管轄区域（グアム島、北マリアナ諸島）内に引き続き3か月以上お住まいの方（※）。
- ※ なお、3か月未満の方でも登録申請が出来るようになりました。3か月住所要件を満たしていない場合、総領事館では申請書を一旦お預かりし、3か月経過時に改めて住所を確認した上で、手続きを再開することとなります。

2. 申請の際に持参していただく書類

（申請者ご本人による申請の場合）

(1) 日本国旅券

旅券が提示出来ない場合は、運転免許証、グアムID、グリーンカード等の顔写真付きの身分証明書の提示をお願いします。

- (2) 当館管轄区域内に居住していることを確認できる書類

○申請の時点で管轄区域内に引き続き3か月以上居住されている方：住宅賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、公共料金の請求書等。ただし、在留届を在外公館に3か月以上前に提出済みの方は不要です。

○申請時に管轄区域内の居住期間が3か月未満の方：申請時の住所を確認できる書類。

3. 登録申請先となる選挙管理委員会
原則として、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会です。

4. 注意事項

- (1) 日本国内で転出届を提出されていない方は、各市町村役場で手続きをお願いします。
- (2) 在外選挙人証の交付は、概ね2～3ヶ月後となります。

【お問い合わせ】

在ハガツニャ日本国総領事館（領事班）

電話：646-1290 FAX：646-1490

メール：infocgj@ite.net